

○東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成25年7月31日東大阪市規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成25年東大阪市条例第21号。以下「条例」という。）の施行その他必要な事項について定めるものとする。

(指定管理予定候補者等の資格)

第2条 条例第3条の規則で定める団体は、次のとおりとする。

- (1) 団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
  - エ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (2) 団体の役員であって代表権を有するものうち破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものがある団体
- (3) 破産手続開始の申立てをし、若しくはその開始の決定がなされた団体又は更生手続開始の申立て若しくは再生手続開始の申立てをした団体（更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定がなされた団体を除く。）
- (4) 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げ、又は不正の利益を得るために連合した団体
- (5) 団体の責めに帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない団体
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、本市の一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されている団体
- (7) 国税又は地方税を滞納している団体
- (8) 共同企業体である団体（次号に掲げる団体を除く。）であって、その構成団体のうちに前各号のいずれかに該当する団体があるもの
- (9) 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合をいう。）、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に掲げる事業協同組合をいう。）等の組合であって、第1号から第7号までのいずれかに該当する団体をその組合員とするもの又は次のいずれかに該当する個人をその組合員とするもの
  - ア 第1号アからエまでに掲げる者

- イ 破産手続開始の申立てをした者又はその開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 再生手続開始の申立てをした者（再生計画の認可の決定がなされた者を除く。）
  - エ 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、本市の一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されている者
  - オ 国税又は地方税を滞納している者
- （指定の申請）

第3条 条例第4条第1項の申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1）とする。

2 条例第4条第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- （1）申請資格を有していることを証する書類
  - （2）役員名簿（様式第2）
  - （3）収支予算書
  - （4）団体の経営状況を説明する書類
  - （5）その他指定管理予定候補者の選定に関し必要と認める書類
- （指定管理予定候補者の選定の基準）

第4条 条例第4条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1）平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
  - （2）事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
  - （3）事業計画書の内容が管理を行わせる公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
  - （4）市民の声が反映される管理が行われること。
  - （5）その他市長が必要と認める基準
- （選定結果の通知）

第5条 条例第5条の規定による通知は、指定管理予定候補者選定結果通知書（様式第3）により行うものとする。

（指定の通知等）

第6条 条例第6条第2項の規定による通知は、指定管理者指定通知書（様式第4）により行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1）管理を行わせる公の施設の名称
- （2）指定管理者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
- （3）指定の期間
- （4）その他市長が必要と認める事項

（事業報告書）

第7条 条例第8条の事業報告書は、指定管理者事業報告書（様式第5）とする。

（資格を欠くこととなった場合の指定の取消し等）

第8条 市長は、指定管理者が条例第3条に規定する団体に該当することとなった場合であって、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

（指定の取消し等の通知等）

第9条 条例第10条第1項において準用する条例第6条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める通知書又は命令書により行うものとする。

- (1) 指定を取り消す場合 指定管理者指定取消通知書（様式第6）
- (2) 管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合 指定管理者業務停止命令書（様式第7）

2 条例第10条第1項において準用する条例第6条第2項の規定による公告は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 指定を取り消した場合
    - ア 指定の取消しに係る公の施設の名称
    - イ 指定を取り消した指定管理者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
    - ウ 指定を取り消した日
    - エ 指定を取り消した理由
    - オ その他市長が必要と認める事項
  - (2) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合
    - ア 管理の業務の停止に係る公の施設の名称
    - イ 管理の業務の停止を命じた指定管理者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
    - ウ 停止を命じた管理の業務の範囲及び停止の期間
    - エ 管理の業務の停止を命じた理由
    - オ その他市長が必要と認める事項
- （選定委員会の組織）

第10条 条例第14条の東大阪市指定管理予定候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長（教育委員会の所管に属する事案にあつては、教育委員会。次条及び第16条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体その他の団体の役員又は職員
- (3) 本市の住民
- (4) 本市の職員

3 委員の任期は、当該委員に係る事案の審査が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第11条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちからそれぞれ市長が指名する。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第12条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 選定委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の特例）

第13条 委員長は、特に緊急を要するため選定委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより選定委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席しなければ、開く」とあるのは「書面又は次条第1項に規定する電磁的記録により意見を提出しなければ、成立させる」と、同条第3項中「出席した」とあるのは「意見を提出した」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

（関係者の出席）

第14条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第15条 選定委員会の庶務は、審査に係る公の施設を所管する局又は部（これらに置かれない組織にあつては、当該組織）において処理する。

（選定委員会の細目）

第16条 第10条から前条までに定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

（細目）

第17条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定手続等に関し必要な事項は、市長が別に定める。